



2026 年 10 月 29 日

各 位

会社名 豊田合成株式会社
代表者名 取締役・社長執行役員 齋藤 克巳
(コード番号 7282 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 人事部長 水谷 雄一郎
(TEL. 052-400-1466)

人への投資強化として社員向け譲渡制限付株式（RS）を付与するしくみの導入に関するお知らせ

当社は、2026 年 10 月 29 日開催の取締役会において、人への投資強化として社員向け譲渡制限付株式（RS）を付与するしくみ（以下「本件」）を導入することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本件導入の目的

当社は、社員一人ひとりが企業価値の向上を自分ごととして捉え、イノベーションの創出や生産性の向上、新製品の開発、高収益ビジネスの拡大に向けて、それぞれの業務を通じて主体的に挑戦することが、持続的な成長を実現する大きな原動力であると認識しております。

これは、コーポレートガバナンス・コードが標榜する「成長投資と経営資源配分の最適化」の理念と整合するものであります。当社は、本件の導入を通じて、成長の源泉である「人」への投資をさらに強化し、社員一人ひとりの挑戦と創意工夫を、当社の競争力および収益力の向上につなげてまいります。

具体的には、事業活動により創出した付加価値を適切に分配することで、社員の意欲向上と新たな挑戦を促し、さらなる付加価値の創出と次なる成長への投資につながる「好循環」を構築いたします。本件により、社員の中長期的な企業価値向上への参画意識をより一層高め、その成果を株主の皆様と共有することを目指してまいります。

2. 本件の概要

本件は、当社の従業員持株会（以下「本持株会」）に加入する当社の社員（以下「対象社員」）に対し、当社から譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として、金銭債権（以下「本特別奨励金」）を支給し、対象社員が本特別奨励金を本持株会に拠出するものです。本持株会は、対象社員から拠出された本特別奨励金を当社に現物出資することにより、譲渡制限付株式とし

ての当社普通株式の処分を受けます

当社は、本件において、2027 年度以降、社員一人あたり年間 300 株を上限として、5 年間にわたり継続的な拠出を行う枠組みを構築いたします。

本件の概要は以下の通りです。

(1) 対象者

当社の対象社員（約 6,500 名）のうち、本件の内容に同意し、本持株会に加入する者。

(2) 付与のしくみ

対象社員に対し、1 人当たり毎年度 300 株を上限とする当社株式の付与に必要な金銭債権を特別奨励金として支給し、本持株会を通じて譲渡制限付株式の付与を行います。

(3) 譲渡制限期間

各年度に付与する株式の譲渡制限期間は、原則として当該株式の処分期日から 5 年間いたします。

(4) 実施期間

当初 5 年間（2027 年度～2031 年度）は原則毎年度実施。以降も持続的に運用していくことを検討いたします。

(5) 今後の予定

本件に基づき今般処分する普通株式の総数の上限として合理的に見込まれた数は 10,000,000 株程度を想定しておりますが、本件に基づく対象社員への具体的な支給時期および配分その他の譲渡制限付株式の具体的な内容については、各年度の業績や社会情勢、および運用の成果等を総合的に勘案した上で、今後取締役会において決定いたします。

以上